

(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	以下の前倒し調査を実施済みまたは実施中です。 ■植物 植生調査 ・実施時期：2024年9月～10月 ・群落組成調査を実施し、その結果も踏まえ、植生図を作成 ■動物 希少猛禽類調査 ・実施時期：2025年2月～2026年8月（予定） ・定点調査、営巣地調査（今後予定） また、その他の環境要素についても、2025年秋季～2026年夏季にかけての実施を検討しています。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を发出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。	環境省による通知及び環境影響評価法の改正については承知しております。 環境影響評価図書には、作成時点の事業計画や調査結果等が掲載されておりますが、それらの内容については手続の段階が進むに従って更新されることから、ある時点の情報が一人歩きすることにより、情報の錯綜や地域の皆様の混乱を招く可能性があるものと考えております。 また、環境影響評価図書には、開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者等による調査内容の盗用や不正・目的外の利用の恐れもあるものと考えております。 このため、現時点では、環境影響評価図書の長期間のインターネット公表や印刷可能な状態への設定については控えたいと考えております。 なお、これらの懸念について十分な対策が講じられると判断した場合には、可能な限り縦覧期間外の図書公開に努めます。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	既に相互理解を深めるために、法令等に基づかないものも含めて複数回の事業計画の説明等のための打合せ等を行っています。 今後も必要に応じて、関係自治体や住民様の事業へのご理解を得るために、事業計画に対する質疑応答等の機会を設けていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	-	-	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	ネイチャーポジティブについては、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「生物多様性国家戦略2023-2030」及び「北海道生物多様性保全計画」において、2030年までにその実現を目指しており、当社もそのためにできるだけ貢献できるように検討してまいります。 例えば、「生物多様性国家戦略2023-2030」では、「生物多様性が直面する四つの危機」の一つとして「第4の危機（地球環境の変化による危機）」が挙げられ、この中で「気候変動」や「海洋の酸性化」による生物多様性への負の影響が懸念されていますが、これらの主要因は化石燃料の燃焼に伴う大気中の二酸化炭素濃度の上昇であり、当社の再生可能エネルギー事業の推進により、第4の危機の危機要因の低減に貢献する所存です。一方で、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設の建設に際しては、通常、土地の改変を伴うため、森林や草地の減少による生物多様性の損失を招くおそれがあります。 すなわち、再生可能エネルギー事業の推進は、生物多様性保全の観点からはプラスの側面とマイナスの側面があり、これらのトレードオフを勘案しつつ、できるだけ生物多様性保全に貢献し、ネイチャーポジティブにつながるよう、事業計画を工夫しながら推進していくことが望まれると考えています。 本事業においては、上記のトレードオフに鑑み、 ①できるだけ高効率の太陽光発電施設を建設することにより、二酸化炭素排出量の削減を図り、生物多様性の「第4の危機」の危機要因の低減に貢献する、 ②炭鉱跡地や炭鉱住宅跡地などの過去に人為的な改変のあった土地を活用することにより、生物多様性の「第1の危機（開発などの人間活動による危機）」の危機増大を低減する、 ③施設内に形成される草地を適切に管理し、草原性の生物の生息・生育空間を形成することにより、生物多様性の「第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）」の低減を図る、 などの取組により、北海道、我が国及び世界の2030年までのネイチャーポジティブ実現に貢献できるものと考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	3	2.1 第一種事業の目的	1次	<p>①芦別市の脱炭素目標が2050年ではなく、2025年になっておりますので、誤記を修正ください。</p> <p>②最終段落において「地元自治体などと連携を図り、芦別市のゼロカーボンシティとしての取り組みや地域課題解決に寄与」とありますが、具体的にどのような取り組みを想定されているか、また、この点について芦別市とは意識の共有がすでにされているのか、ご教示ください。</p>	<p>①失礼しました。誤記について修正いたします。</p> <p>②現時点では、具体的な取り組みの想定はなく、具体的な協議も実施しておりません。今後、環境影響評価手続きの進捗とともに、地域貢献案等を自治体や近隣住民の方々と相談し、具体化していきたいと考えております。</p>
2-3	8 11	図2.2-3(1) 表2.2-1(1)	1次	<p>①表2.2-1(1)で3-1が二つあり3-2までしかありません。おそらく誤記としますので、方法書では修正してください。</p> <p>②図2.2-3(1)の3では3方向の矢印が示されており、表2.2-1(1)では3についてそれぞれ北方向、西方向及び東方向との記載があり、矢印の向きが合っていない(南方向を指している矢印があります)と思いますので、図の矢印の向きを確認し、必要に応じて修正してください。</p>	<p>①失礼しました。正しくは3-1、3-2、3-3となりますので、方法書で修正いたします。</p> <p>②失礼しました。正しくは北方向、西方向、東方向となりますので、方法書で修正いたします。</p>
2-4	15	(2)事業実施想定区域の設定	1次	<p>①事業実施想定区域の設定においては、「芦別市内の用地に基づく事業検討を行った」とありますが、全日射量などの気象条件も区域設定に当たって確認しているのか、事業者の見解を伺います。また、検討に当たって確認しているのであれば、他地域に比べ積雪量が比較的多い当該地で本事業を行うことができると判断した理由も併せてご教示ください。</p> <p>②「(b)法令等の規制を受ける区域の確認」に記載の「北海道自然保護条例」は「北海道自然環境等保全条例」の誤りでしょうか。</p> <p>③農地関係の指定区域、災害防止関係の区域に関して「配慮」としてはありますが、具体的にどのような対応としたのかをご教示ください。また、「除外」しなくてよいと判断した理由も併せてお示しください。</p> <p>④学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等及び住宅等に「可能な限り配慮する形で」事業実施想定区域(案)を設定したとのことですが、具体的にどのような対応としたのかをご教示ください。(例として、要配慮施設から500mの距離を確保した、など区域の絞り込み過程が分かるようご回答ください)</p> <p>また、区域内に住宅等が含まれていますが、これらの住宅等を含んでも問題ないと判断した理由も併せてお示しください。</p>	<p>①事業検討の過程においては、全日射量等の気象条件についても確認しました。日射だけでなく、降雪や積雪量を考慮した発電量の予測に基づき事業化の判断をしております。</p> <p>②失礼しました。正しくはご指摘のとおり「北海道自然環境等保全条例」となりますので、方法書で修正いたします。</p> <p>③事業実施想定区域の形状は取得済の土地区域に基づいて設定しております。農地関係の指定区域や災害防止関係の区域についても極力事業実施想定区域から除外しております。農業地域及び農用地区域については、方法書で「配慮」を「除外」に修正いたします。また、一部、事業実施想定区域内に含まれる区域についても、地盤調査や地歴調査等の結果を踏まえ、必要に応じてパネル設置エリアから除外する等、特に安全面に配慮し、設置エリアを検討いたします。今後の調査を踏まえ、安全面から許容できるリスクと判断できる場所であれば、除外しない可能性もあるため、配慮書段階から全て除外するとの判断は致しませんでした。</p> <p>④③にも記載のとおり事業実施想定区域の形状は取得済の土地区域に基づいて設定しておりますが、配慮が必要な施設等については近傍に存在しない地域での事業実施を計画しております。住宅等に対しては、原則として事業実施想定区域に含めない等の配慮を行うとともに、今後の事業計画の検討においても、施設配置の設計において、離隔の確保等の配慮を行います。現状、事業実施想定区域内に、2軒住宅が含まれておりますが、北側に存在する住宅については、来年引越予定で、地権者にて買い取り予定と伺っているため、事業実施想定区域に含めました。南側住宅については、現時点においてお住まいかどうか定かでないため、事業実施想定区域に含めましたが、お住まいであれば、方法書手続の段階にて、対象事業実施区域から除外します。</p>
2-5	25	2.2.7 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	1次	<p>P31の表3.1-2によると、芦別市の降雪の深さは最大で178cmとありますが、太陽電池パネルの設置高さは積雪深よりも高い位置で計画されているのでしょうか。また、積雪深が太陽電池パネルの高さを超えた場合は、どのような対応を想定されているのでしょうか。それぞれ事業者の見解を伺います。</p>	<p>詳細設計により決定しますが、架台の高さは1.5~2m程度になる想定です。積雪については、24時間遠隔にてモニタリングし、必要に応じて除雪することで太陽電池パネルを設置する架台が倒壊することのないよう管理をまいります。</p>
2-6	25	2.2.8 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	1次	<p>最終段落において、「炭鉱関連施設の位置等も考慮した検討を行う」とありますが、炭鉱関連施設は付帯する看板等も含め回避する計画でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>事業実施想定区域内に現存している芦別炭鉱遺産は、旧三井芦別炭鉱二坑坑務所と旧三井芦別炭鉱水明荘の2箇所のみと認識しております。このまま残置することも可能ですが、撤去してしまった方が安全と思われるところもあり、その取扱いについては芦別市とも相談しながら進めてまいりたいと思います。またその他の炭鉱関連施設としては、立坑埋戻跡地及び斜坑埋戻跡地と思われる箇所があり、斜坑埋戻跡地と思われる箇所からは地下水が湧水していますので、この箇所からは設備の配置を回避することになります。安全や環境配慮の観点も含めて今後の検討事項になります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	26	2.2.9(1)(b) 工事期間及び工程	1次	<p>①2029年着工予定とありますが、何月頃着工予定か、2031年の何月頃開始予定であるか、それぞれ具体的にお示しください。</p> <p>②表2.2-4の工事工程について、冬季休工を4ヶ月としていますが、冬季休工は何月から何月までを想定しているのでしょうか。また今後、工程に変更となる可能性があるとのことですが、工事開始時期によっては冬季休工が2度以上訪れ、それに伴い、工事期間等が長引く可能性はあるのでしょうか。</p> <p>※誤記一月数で14, 15, 15, 16, 18となっていますので、方法書で修正してください。</p>	<p>①2029年4月着工、2031年3月頃運転開始を予定しております。工事の進捗等により計画は変更となる可能性がございます。</p> <p>②冬季休工は12月～3月頃を想定していますが、気象状況等により前後する可能性がございます。冬季休工その他の事情により工事期間が長引く可能性はございます。</p> <p>誤記については方法書で修正いたします。</p>
2-8	26	2.2.9(1)(a) 工事内容	1次	<p>①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することはなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p>	<p>①可能な限り在来種を選定してまいりたいと思います。具体的な種については、芦別市や市民、専門家のご意見を踏まえて決定したいと考えております。</p> <p>②ご指示に従い検討を続けたいと思います。</p>
2-9	26	2.2.9(2) 輸送計画	1次	<p>工事用資材などの搬出入路については現時点では未定であるものの、国道452号線を経由することを想定していると思いますが、旭川方面に向かう国道452号線を山中へ向かった後、どの経路を通り、どこに向かう見込みか、現時点での想定をご教示ください。また、道路状況を勘案すると、北側は国道38号線や道道旭川芦別線を利用したほうが良いのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>施工会社も決まっていない現状ですので、国道452号と国道38号が交差して以降の搬出入路を決定することは難しい状況です。道路状況を踏まえ、行政や地元の業者様とも相談のうえ、適切なルートを選定していきたいと考えております。</p>
2-10	28	(1) 大気汚染、騒音、振動対策	1次	<p>「排ガス対策型建設機械の使用」とありますが、どのような機械の使用を想定しているのかご教示ください。</p>	<p>現段階では施工会社が決まっていないことから、具体的な想定をお示しすることはできませんが、事業を実施する段階における選択肢の中から、排ガス等の対策がなされている建設機械を選定するようにいたします。</p>
2-11	28	(2) 水質汚濁対策	1次	<p>水質対策について、「必要に応じて」を具体的にお示しください。</p>	<p>環境影響評価手続やその他の手続等の状況を踏まえ、必要性及び対応について検討することを想定しております。</p>
2-12	29～30	2.2.11(1) 稼働中及び計画中の太陽光発電所の状況	1次	<p>事業実施想定区域周囲で稼働中の他事業について、①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>②今後、他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。</p>	<p>①現在稼働中の他事業の区域については、事業実施想定区域からは除外しており、現時点において他事業者との協議は実施しておりません。今後、相互の発電事業に悪影響等が生じる場合は協議していきたいと考えております。</p> <p>②本事業の事業計画等を踏まえ、他事業との累積的影響が生じることが想定される場合は、対応を検討いたします。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	31～45	3.1 自然的状況	1次	<p>項目3.1.1から項目3.1.3の自然的状況について、ダイオキシン類について事業実施想定区域及びその周辺においてどのような調査を実施したのかご教示ください。調査を実施している場合は出典についても記載してください。</p>	<p>ダイオキシン類の調査結果について、芦別市HP等のインターネット情報を確認したところ芦別市が公開しているダイオキシン類に関する調査結果はございませんでした。</p> <p>芦別市HP以外に確認した情報は以下の通りです。 「環境測定の結果について（大気・水質・水底の底質・土壌）」（北海道HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/top_page/DXN-kanshi-top.html）に掲載されている平成26年度（掲載されている最新年度）の調査結果を確認し、事業実施想定区域およびその周辺において、ダイオキシン類の調査が実施されていないことを確認しました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	31	(a) 気象の状況 表3.1-2 芦別地域気象観測所における1995年～2024年の地上気象観測結果	1次	表3.1-2について、この表は1995年から2024年までの30年間の各月の平均値を平均したものを示していると思料しますが、記載している数値は適切でしょうか。例えば、5月の日最低気温が0.0℃となっていますが、これは5月中における30年間の日最低気温の平均が0.0℃と読み取れます。出典としている気象庁HPの当該地区の平均値を見てもそのような数値には見えません(1995年5月の日最低気温の平均は7.5℃)ので、どのような数値を用いたのかご教示いただくか、修正が必要であれば修正値をお示しください。	表内の「日最低気温」、「日最高気温」について、「月最低気温」、「月最高気温」を整理しております。失礼いたしました。修正した表は別途資料3-2に示す通りです。方法書で反映いたします。
3-3	39	(2) 水質の状況	1次	2段落目に常時監視に係る水質測定に関する記載がありますが、情報が2022年度となっておりますので最新の情報を確認し記載するようにしてください。	失礼いたしました。方法書以降は2023年度版に以下の通り修正いたします。 2022年度は、公共用水域の97水系、500地点において常時監視が行われた。 →2023年度は、公共用水域の99水系、496地点において常時監視が行われた。 出典「令和5年度(2023年度)公共用水域の水質測定結果」(2024年12月、北海道)
3-4	44	(b) 土壌汚染対策法に係る区域の状況	1次	芦別市へ聞き取りした旨記載がありますが、他に確認をした出典がありましたらその内容も含めてご教示ください。	芦別市へ聞き取り以外に以下の出典を確認したところ、芦別市において、土壌汚染対策法に係る区域は指定されておりました。 「北海道の土壌汚染対策について」(北海道庁HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/dojo_osentaishaku.html) 「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時届け出区域」(環境省HP https://www.env.go.jp/content/000332238.pdf)
3-5	51	表3.1-8 文献その他の資料による動物相の概況	1次	開発区域周辺にヒグマが生息している場合、開発行為がヒグマの行動へ影響を及ぼす可能性が考えられます。作業の安全性の観点からも、区域内及び周辺における生息状況や出没情報等の収集は有効かと思いますが、これらの情報を収集する予定はあるでしょうか。また、専門家の意見を聞きながら調査計画を検討される予定はあるでしょうか。予定がある場合は、何をもとにどのような情報を収集する見込みかも併せてご教示ください。	本環境影響評価の動物の項目においては、重要種及び注目すべき生息地について、事業による影響を予測・評価することを想定しています。 また、生態系の項目では、上位性・典型性・特殊性の各観点から注目種を選定し、注目種について、事業による影響を予測・評価することを想定しています。調査・予測・評価の手法については、方法書において記載しますが、ヒグマが上記のような観点から予測・評価対象となった場合、開発行為がヒグマの行動へ影響を及ぼす可能性を考慮した情報収集や専門家意見を踏まえた調査計画について、検討いたします。 また、「作業の安全性」のうち、環境影響評価に関連することとして、現地調査時の安全性が考えられます。先行調査では、以下のような情報を参照し、情報を収集した上で現地に立ち入りました。 「北海道ヒグマ注意報等について」(北海道庁 HP、 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/108365.html) 「ヒグマが出没しているので注意しましょう(本日の目撃情報)」(芦別市 HP、 https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/4788.html) 「ひぐまっぷ」(ダッピスタジオ合同会社 HP、 https://higumap.info/login?principal=anonymousUser) その中で、動植物の調査範囲内でしばしばヒグマの痕跡を確認しており、調査範囲内にはヒグマが生息していることを前提に調査することとしました。そのため、今後、幹線道路沿いや市街地、農耕地を外れて、自動車からも離れて調査する場合、ハンター同行の上、調査を実施することとしています。また、方法書段階の専門家ヒアリングにおいて、現地調査時の注意事項についてもあわせて聴取します。
3-6	61	図3.1-9 クマタカの分布メッシュ 図3.1-11 オジロワシの分布メッシュ	1次	文献上でクマタカ及びオジロワシの分布が確認されていますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	希少猛禽類に関しては、2営業期を含む1.5年以上の調査を予定しており、その結果を踏まえた予測・評価を行います。 これらの調査・予測・評価に際しては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」等の文献資料を参照するとともに、希少猛禽類の専門家の意見を踏まえ、適切に実施してまいります。
3-7	65 148	図3.1-12 動物の注目すべき生息地の位置 図3.2-17 鳥獣保護区及び特別保護地区の位置	1次	事業実施想定区域から金剛沢鳥獣保護区までの最短距離をお示しください。	金剛沢鳥獣保護区までの最短距離は約117mとなります。拡大した図は別途資料3-7に示すとおりです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-8	85	イ. 重要な植物群落等	1次	ヤナギ高木群落は事業実施想定区域内で確認されているとありますが、P93では植生自然度9、10については区域内に分布している旨の記載があります。植生自然度10についての分布状況についてもお示しください。	93ページにおいて、「このうち、自然植生（植生自然度9・10）については、事業実施想定区域内にもわずかな面積であるが、分布している。」と記載していることを指してのご質問と理解していますが、ここでの「自然植生（植生自然度9・10）」とは、「植生自然度9または10に該当する植生」のことを指しており、表3.1 26に記載のとおり、事業実施想定区域内には、これに該当するものとして、植生自然度9の植生のみが確認されており、植生自然度10の植生は確認されていません。 この部分については、ご質問のような誤解を招く表現であるため、方法書において、該当部分を「このうち、植生自然度9の植生については、事業実施想定区域内にもわずかな面積であるが、分布している。」に修正します。
3-9	87	図3.1-20(1) 重要な植物群落 (北部拡大図)	1次	事業実施想定区域が、植生自然度9であるヤナギ高木群落と重複しています。 本群落は、太陽光パネルの設置個所などの改変区域には含まれない計画とのことですが、改変区域に含まないとしているにも関わらず、事業実施想定区域内から除外しなかった理由について事業者の見解を伺います。 また、ヤナギ高木群落の分布情報を踏まえ、今後どのようにしてアセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域の範囲については、取得済の土地区域に基づいて設定しており、造成予定のない範囲も含みます。ヤナギ高木群落のみみられる谷底（段丘崖の下）の川岸は河川増水時に水没し、パネル設置に不適であるため、造成予定のない範囲になります。現状では、詳細な地形情報が得られていないため、地番境に沿った事業実施想定区域としているものです。今後、詳細な測量を行い、造成計画を策定した上で、予測・評価を実施してまいります。 上述のとおりヤナギ高木群落は谷底（段丘崖の下）の川岸に位置し、河川増水時に水没する場所のみみられるため、改変区域には含まれない見込みですが、ヤナギ高木群落の範囲については、改めて調査を実施し、造成計画と重ね合わせの上、適切に予測・評価を実施します。
3-10	93 95	表3.1-26 重要な自然環境のまとめりの場の一覧 図3.1-22(2) 重要な自然環境のまとめりの場の分布状況	1次	①P93の4行目～5行目において、植生自然度9・10は、わずかな面積であるが事業実施想定区域内に分布している旨記載がありますが、P85によると、区域内にはヤナギ高木群落（植生自然度9）はあるものの、植生自然度10が区域内に分布している記載はありません。植生自然度10の分布状況についてもお示しください。 ②P85及びP93によると、植生自然度9のヤナギ高木群落が区域内に分布しているとのことですが、図では区域のどの位置に分布しているのかが判別できませんので、拡大図により示してください。	①ここでの「自然植生（植生自然度9・10）」とは、「植生自然度9または10に該当する植生」のことを指しており、表3.1 26に記載のとおり、事業実施想定区域内には、これに該当するものとして、植生自然度9の植生のみが確認されており、植生自然度10の植生は確認されていません。 この部分については、ご質問のような誤解を招く表現であるため、方法書において、該当箇所を「このうち、植生自然度9の植生については、事業実施想定区域内にもわずかな面積であるが、分布している。」に修正します。 ②拡大した図は別途資料3-10に示すとおりです。別途資料3-10に示す箇所が事業実施想定区域と重複するヤナギ高木群落です。
3-11	97 164	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 図3.2-27 芦別炭鉱遺産の登録位置	1次	日本遺産「炭鉄港」の構成文化財として登録された「旧三井芦別炭山川橋梁」と「星槎大学（旧頼城小学校）校舎及び体育館」を人文景観資源として選定していますが、図書P164では、芦別市内の炭鉱遺産に関する位置が示されており、当該ページによると、複数の芦別炭鉱遺産が事業実施想定区域内に含まれています。 このことについて、 ①これらの遺産を除外して区域設定しなかった理由をお示しください。 また、今後の区域設定においてこれらの遺産を区域から除外することを優先的に検討するのか、事業者の見解を伺います。 ②これらの保存や活用状況について、芦別市をはじめ、関係機関や団体との協議を実施する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 また、景観資源や人と自然との触れ合いの活動の場として選定する必要はないか、併せてご教示ください。	①土地の取得区域として区域を設定しており、事業実施想定区域内に現存している芦別炭鉱遺産は、旧三井芦別炭鉱二坑坑務所と旧三井芦別炭鉱水明荘の2箇所のみとなっております。両遺産とも現在は廃墟と化しており、保存の対象にはなっていません。このまま残置することとも可能ですが、撤去してしまった方が安全と思われるところもあり、その取扱いについては芦別市等と相談しながら進めてまいりたいと思います。 ②既に芦別市の教育委員会と遺産の保存の要否について協議を実施しており、区域内の芦別炭鉱遺産については保存の必要はないが、撤去する際には事前に連絡がほしいと言われております。 また、炭鉱遺産については、事業実施想定区域内の遺産の保存状況及び事前の芦別市への聞き取りの結果を踏まえると、積極的な利用が行われていないと考えられることから、景観資源や人と自然とのふれあいの活動の場としての選定は想定しておりません。
3-12	97 98 231	3.1.6(1)(a) 景観資源 図3.1-24 (d)ア. 景観資源および主要な眺望点の改変の程度	1次	星槎大学（旧頼城小学校）の校舎及び体育館が事業実施想定区域内に含まれていないのか図面から判断できないので、分布状況について、拡大した図でお示しください。	拡大した図は別途資料3-12に示すとおりです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-13	99 101	表3.1-28、29	1次	<p>主要な眺望点及び人と自然とのふれあいの活動の場について、</p> <p>①芦別市からのヒアリングの概要についてお示ください。</p> <p>②関係団体へのヒアリングを実施しているかご教示ください。 また、ヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。</p>	<p>①主要な眺望点と人と自然の触れ合い活動の場について、芦別市市民環境課に対して、配慮書案の段階で選定した地点と考え方をご説明し、他に選定すべき地点がないかを確認しました。</p> <p>その結果、芦別市からは、緑泉公園・頼城児童公園・頼城仲町公園の3か所が追加の地点として考えられる旨のご連絡をいただきました。ただし、弊社にて検討した結果、いずれの公園も街区やその近隣に位置する都市公園（近隣公園及び街区公園）であり、周辺に主だった景観資源が存在しない現況を踏まえると、主要な眺望点ではなく日常的な視点場に近いものと考えました。また、これらの公園は都市公園であることから、人と自然との触れ合いの活動の場にも当てはまらないものと考えました。</p> <p>これらのことから、配慮書手続の段階で、これらの公園は選定いたしませんでした。</p> <p>②関係団体への直接的なヒアリングは実施していないため、方法書以降で、関係団体へのヒアリングの実施を検討いたします。</p>
3-14	100	3.1.6景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>図3.1-25において、主要な眺望点の選定対象範囲を芦別市のみとした理由を示してください。他の市町村からは視認できない場合はその旨を示してください。</p>	<p>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局都市計画課監修・面整備事業環境影響評価研究会編著、1999年）によると、「景観に係る影響を受けおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施想定区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる。」とされており、芦別市周辺の他市町村は事業実施想定区域より3km以上離れていることから、景観に係る影響を受けるおそれがあると認められる地域ではないと判断し、芦別市のみを主要な眺望点の選定対象範囲としております。</p>
3-15	101	(2)人と自然との触れ合いの場の状況	1次	<p>事業実施想定区域内には緑泉公園がありますが、当該公園を人と自然との触れ合いの活動として選定しなかった理由をお示ください。また、公園の利用状況についても併せてお示ください。</p>	<p>緑泉公園の位置は別途資料3-15に示すとおりであり、緑泉公園は事業実施想定区域に含めておりません。</p> <p>また、「人と自然との触れ合い活動の場」は、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合い活動が行われる施設、場所と定義し、地点を選定しました。緑泉公園については、自然公園ではなく都市公園であること、公園の大部分が人工的に整備・維持されている場所であることから「人と自然の触れ合い活動の場」の上記の定義に該当しないと考え、選定いたしませんでした。</p> <p>なお、緑泉公園の利用状況について芦別市に確認したところ、利用者数のデータは集計していないものの公園の利用よりもトラック運転手の利用が想定されるということでした。また、現地調査の際に現地で状況を確認したところ、芦別市への聞き取り結果と同様、公園の利用者はトラック、一般車両のお手洗い休憩の場としての利用が多くを占めていることを確認しております。</p>
3-16	113	図3.2-4 国土利用計画法に基づく地域の指定状況	1次	<p>事業実施想定区域が国有林と隣接していますが、森林管理署との協議状況があればご教示ください。現時点で協議がない場合は、今後、協議する予定があるかどうかご教示ください。</p>	<p>森林管理署へは事前調査のための入林届を提出しておりますが、協議はしておりません。今後の調査や、工事期間あるいは運転期間中の対応で、国有林の林縁部の伐採・施工を行う等、国有林に影響を及ぼす可能性が想定される場合等には、必要に応じて協議を実施させていただきたいと考えております。</p>
3-17	115	3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	1次	<p>①2段落目及びP116図3.2-6の「排水施設」は「配水施設」の誤りでしょうか？「排水施設」である場合、どの施設が排水施設になるかご教示ください。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周囲の河川の農業用、工業用等その他用途での利用はあるのか、お示ください。把握されていない場合には、今後の調査の予定についてご教示ください。また、河川の利用がある場合には図でお示ください。</p> <p>③事業実施想定区域及びその周囲の河川における飲用水、農業用水、工業用水等の取水地点の有無についてお示ください。また、取水地点がある場合は、集水域と併せて図でお示ください。</p> <p>④川岸地区で11軒飲水井戸が設置されているとのことですが、これらの取水地点と事業実施想定区域は重複しているのでしょうか。また、井戸の位置を把握している場合は図でお示ください。（公開不可な場合は、非公開版の資料策定を検討ください）</p> <p>⑤3段落目の「芦別町」は誤記だと思いますので正しく修正してください。</p>	<p>①失礼いたしました。正しくは「排水施設」ではなく「配水施設」となりますので、方法書で修正いたします。</p> <p>②芦別市に事業実施想定区域およびその周囲の河川の農業用、工業用等その他用途での利用があるか問い合わせしたところ、そのような情報は確認しておらず、把握していない旨の回答がございました。方法書及びそれ以降の手続きの段階において、地元の方等にも利用状況をお伺いし、確認に努めます。</p> <p>③芦別市に事業実施想定区域およびその周囲の河川の飲用水、農業用水、工業用水等の取水地点の有無について問い合わせしたところ、そのような情報は確認しておらず、把握していない旨の回答がございました。方法書及びそれ以降の手続きの段階において、地元の方等にも利用状況をお伺いし、確認に努めます。</p> <p>④飲水井戸の取水地点、位置については、芦別市に問い合わせしたところ、個人情報であることを理由に非公開である旨のご回答をいただいております。現時点で弊社側で把握している情報はございません。</p> <p>⑤失礼いたしました。正しくは「芦別市」となりますので、方法書で修正いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-18	116	図3.2-6 取水、排水施設 の位置と給 水区域範囲	1次	浄水場と河川の位置関係が確認しにくいので、本図に 水象の状況図を重ねたものをご教示ください。 また、西芦別浄水場、西芦別浄水場取水口、西芦別排 水池について、区域線と重複しており、具体的な位置 関係が確認しにくいので、拡大図等によりお示しくだ さい。	作成した図は別途資料3-18に示すとおりです。
3-19	122	図3.2-10 住 宅の配置の概 況	1次	①事業実施想定区域内の住宅について、P192の表 4.3.2-1を踏まえると2軒の住宅があるものと思しま すが、区域南側の川岸地区や区域中央部の頼城町北 部、区域北部の緑線大橋近くの住宅は事業実施想定区 域内に含まれないのでしょうか。住宅の配置の詳細に ついて、どの住宅が区域内にある、もしくはないの か、拡大図を用いてお示しください。 ②事業実施想定区域内に住宅がいくつか点在してい ますが、これらの住宅敷地と改変区域はどの程度の離 隔を確保する予定としているのか、現段階の想定で構 いませんのでご教示ください。	①拡大した図は別途資料3-19に示すとおりです。 ご指摘の2軒は、当社取得用地に位置しており、現状 で事業実施想定区域に含まれておりますが、頼城町北 部の住宅は、来年引越せられると伺っております。区 域南側の川岸地区内の住宅はパネル設置エリアから除 外したうえで、十分な離隔を取った配置計画とする想 定です。 ②騒音、景観、反射光等の影響を鑑み専門家や住民の 皆様等と協議をしながら今後配置計画を具体化してま いりますので、現時点でどの程度離隔を確保する想定 かは決められていない状況です。
3-20	138	図3.2-14騒音 規制区域	1次	当該図における事業実施想定区域及びその周囲の拡大 図をお示しください。	拡大した図は別途資料3-20に示すとおりです。
3-21	141	図3.2-15振動 規制区域	1次	当該図における事業実施想定区域及びその周囲の拡大 図をお示しください。	拡大した図は別途資料3-21に示すとおりです。
3-22	149	(3) (a) 指定文 化財	1次	国指定の有形文化財建造物3点（星槎大学（旧頼城小 学校）校舎、星槎大学（旧頼城小学校）体育館及び旧 三井芦別鉄道炭山川橋梁）について、 ①区域内に有形文化財が含まれるのかご教示くださ い。また、含まれるのであればどの文化財が含まれ るのかについても明確にしてください。 ②事業実施想定区域外の場合、事業実施想定区域との 距離をそれぞれご教示ください。 ③図3.2-18において拡大図を用いて有形文化財との距 離をそれぞれお示しください。 ④「対象事業実施区域」の記載は、事業実施想定区域 の誤りでしょうか。	①事業実施想定区域内には、左記の国指定の有形文化 財建造物3点は含まれておりません。 ②事業実施想定区域との距離は以下の通りです。 星槎大学校舎：約70m 星槎大学体育館：約90m 旧三井芦別鉄道炭山川橋梁：約1,160m ③拡大した図は別途資料3-22示すとおりです。 ④失礼いたしました。 正しくはご指摘のとおり「事業実施想定区域」となり ますので、方法書で修正いたします。
3-23	152	図3.2-20保安 林の分布状況	1次	P149には、事業実施想定区域内に保安林の指定はない と記載がありますが、図3.2-20において一部事業実施 想定区域に含まれているように見える箇所があります ので、拡大図にて保安林との隣接状況をお示しくださ い。	拡大した図は別途資料3-23に示すとおりです。
3-24	155	図3.2-22(1) 地すべり地形 分布図	1次	区域南部の一部において、地すべり地形が含まれてい ますが、除外しなかった理由及び、今後どのような区 域設定とすることを検討しているのか、事業者の見解 を伺います。 また、図3.2-22(1)について事業実施想定区域及びそ の周囲の拡大図をお示しください。	拡大した図は別途資料3-24に示すとおりです。 土地の取得区域として区域を設定していますが、地す べり地形には太陽光パネル等の設備は設置しない計画 とする予定です。
3-25	157	図3.2-23 土砂災害警戒 区域の指定位 置	1次	①区域との重複状況が示されていますが、細かい区分 が見えにくいので、拡大図等を追加して示してくだ さい。 ②事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災 害特別警戒区域が存在していますが、災害の可能性が ある区域を排除しなかった理由と、今後どのような区 域設定とすることを検討しているのか、事業者の見解 を伺います。	①拡大した図は別途資料3-25に示すとおりです。 ②土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域は、太陽光パ ネルの設置に関して特に規制がかからないこと、事業 実施想定区域は大部分が傾斜角20°未満の平坦地であ り事業実施想定区域と土砂災害警戒区域及び同特別警 戒区域が重なる範囲は、土砂が流れ込む末端部分に設 定されていることから土砂災害を助長するものではない と考え、排除しておりません。 今後は、芦別川までの距離や既存住宅を勘案し、区域 設定、パネル設置範囲を検討いたします。
3-26	158	図3.2-24 洪水浸水想定 区域の指定位 置	1次	P153によると、事業実施想定区域は洪水浸水想定区域 と重複しているとのことですが、区域から除外しな かった理由について、事業者の見解を伺います。 また、どの部分が重複しているのか確認しにくいた め、図3.2-23について事業実施想定区域及びその周囲 の拡大図をお示しください。	拡大した図は別途資料3-26に示すとおりです。 土地の取得区域として区域を設定していますが、洪水 浸水想定区域には太陽光パネル等の設備は設置しない 計画とする予定です。
3-27	162 164	(1) 芦別炭鉱 遺産 図3.2-27芦別 炭鉱遺産の登 録位置	1次	事業実施想定区域内に複数の芦別炭鉱遺産が存在して いるとのことですが、事業実施想定区域内から除外し なかった理由について事業者の見解を伺います。 また、図3.2-27について事業実施想定区域及びその周 囲の拡大図をお示しください。	拡大した図は別途資料3-27に示すとおりです。 土地の取得区域として区域を設定していますが、事業 実施想定区域内に現存している芦別炭鉱遺産は、旧三 井芦別炭鉱二坑坑務所と旧三井芦別炭鉱水明荘の2箇 所のみであり、両遺産とも廃墟と化して保存対象には なっていませんので、そのまま残置することも可能で すが、返って撤去してしまった方が安全と思われるこ ろもあり、その取扱いについては芦別市と相談しな がら進めてまいりたいと思います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-28	177	表3.2-45 設置に適さない区域	1次	<p>「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」にて、設置に適さない区域が示されていますが、</p> <p>①P15、事業実施想定区域の設定において、農振法及び農地法に基づく指定区域が「配慮」とあることから、区域の一部に農用地区域が含まれていると厚料しますが、本ガイドラインを踏まえ、当該区域と重複している部分を事業実施想定区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>②本事業実施想定区域の一部に河川に隣接している箇所が見られますが、河川区域が重複している可能性はないでしょうか。重複している場合、本ガイドラインを踏まえ、設置に適さない区域となっている河川区域を事業実施想定区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>③設置に適さない区域として、土砂災害警戒区域が挙げられていますが、本ガイドラインを踏まえ、当該区域と重複している部分を事業実施想定区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>④設置に適さない区域として「各住居用専用地域」や「各住居地域」が挙げられていますが、事業実施想定区域及びその周囲には住宅が存在しています。これらの住宅は設置に適さない区域に含まれるものではないのか、事業者の見解を伺います。また、このことについて、芦別市との協議を行っているのか、行っているのであれば、協議の概要についてもお示しください。</p>	<p>①P112に示すとおり、事業実施想定区域には農用地区域は含まれておりません。</p> <p>②事業実施想定区域は土地の取得区域に基づいて設定しているため、来年、詳細な測量を行い区域境界を確認します。なお、本事業における河川区域の開発は想定しておりません。</p> <p>③土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域は、太陽光パネルの設置に関して特に規制がかからないこと、事業実施想定区域は大部分が傾斜角20°未満の平坦地であり事業実施想定区域と土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域が重なる範囲は、土砂が流れ込む末端部分に設定されていることから土砂災害を助長するものではないと考え、除外しておりません。</p> <p>④芦別市生活環境課に確認したところ、ガイドライン上の設置に適さない区域として記載のある住居や商業地域については、都市計画法を関係法令としており、各種用途地域を指しているとのことでした。事業実施想定区域は非線引きの都市計画区域に該当するため、市のガイドラインにおける設置に適さない区域には該当しないとの回答を得ております。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	180	4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	1次	<p>①土石流の発生区域と事業実施想定区域が重なっていますが、「地盤」の項目を配慮事項に選定しなかった理由について事業者の考えを示して下さい。</p> <p>②水質を配慮事項に選定した理由の中に、飲用井戸に関する記述・考察がありませんが、飲用井戸への影響に関する記載は不要とされた理由について事業者の考えを示して下さい。</p>	<p>①「発電所に係る環境影響評価の手引 第3章 計画段階配慮事項の選定等」において、地盤（土地の安定性）において調査すべき情報として「重要な地形及び地質の分布」と位置付けられていることを踏まえ、配慮書段階では、既存文献資料等によって得られた情報に基づき、配慮書P182に記載した理由により、計画段階配慮事項として選定しませんでした。</p> <p>②現時点では飲用井戸についての具体的な情報が得られていないことから飲用井戸への影響についての記載は行いませんでした。</p>
4-2	181	表4.1-2 計画段階環境配慮事項として選定する理由又はしない理由	1次	<p>①施設の稼働に伴う騒音の影響について、騒音の発生源となるPCS等の施設の配置計画が決定していないことなどを理由に計画段階配慮事項として選定していませんが、住宅等に近い位置に設置する可能性は現段階では否定できないことから、計画段階配慮事項として選定し、予測評価を行う必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能である旨の記載がありますが、どのような措置の適用が考えられるのか、現段階の想定で構いませんので具体的にご教示ください。</p> <p>③工事の実施による影響に係る項目についてはいずれも配慮事項として選定されていませんが、今後、方法書段階では選定する見込みでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①騒音源として想定されるPCSの配置や数量によって影響の程度が変わり得ると考えられることから、配慮書段階では、配慮書P181に記載した理由により、計画段階配慮事項として選定しませんでした。方法書及びそれ以降の段階では、環境影響評価項目に選定いたします。</p> <p>②現時点では工事工程の調整や排水の適正な処理、水の濁りの拡散防止対策、地形改変の最小化、パネルの配置の検討、防音カバーの設置等を想定しています。</p> <p>③工事の実施に伴う影響に係る項目については、方法書及びそれ以降の段階で選定いたします。</p>
4-3	184	4.2 調査、予測及び評価の手法	1次	<p>評価の手法に「実行可能な範囲内」とありますが、何をもちいて実行可能かどうかを判断しているのでしょうか。それぞれの環境要素毎に「実行可能」とそうではないものを判断する基準をご教示ください。</p>	<p>実行可能性については、技術面での対応可能可否に加え、当該措置の採用に伴う事業性の面での影響等も考慮した上で判断するものです。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	183	表4.1-2(3)計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由	1次	<p>①人と自然との触れ合いの活動の場 「工事用資材等の搬出入」では事業実施想定区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が確認されているとある一方、「地形改変および施設の有無」では、事業実施想定区域内には存在しないこととあります。いずれの認識が正しいのかご教示ください。</p> <p>②経済産業省の発電所に係る環境影響評価の手引では、地形改変及び施設の有無による産業廃棄物の影響について、「事業終了後に建造物の撤去または廃棄が行われることが予定されている場合、産業廃棄物の発生が想定されることから、参考項目として設定する。」とされています。本事業ではP4の記載を踏まえると15.4万枚程度の太陽電池を使用するとあり、事業を行う以上、最後にはこれらの太陽電池の撤去が発生すると考えられますが、どのような環境保全措置を講じることにより、これらのパネルの廃棄による環境影響を低減することが可能になるのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①「工事用資材等の搬出入」では「事業実施想定区域及びその周囲」と記載しており、これは事業実施想定区域とその周囲を合わせた範囲で確認されていることを示しており、事業実施想定区域内に存在することを意図した記載ではありません。 「地形改変及び施設の有無」では、区域内の有無が判断材料となることから、区域内に存在しないことを明記したものです。</p> <p>②配慮書P28にも記載したとおり、現時点では、以下の措置を講じることを想定しております。 ・太陽光パネル廃棄等費用の適切な積立 ・廃棄物の分別及び再資源化等、関係法令に基づく適正処理等</p>
4-5	189	(b)評価結果	1次	<p>①「事業実施想定区域は芦別川の集水域となる。」とありますが、パンケリヤウシ川の集水域及び六線沢川の集水域についても事業実施想定区域内に存在しているように見えますので、実際の状況をご教示ください。また、図4.3.1-2の拡大図をお示しください。</p> <p>②2項目にて「必要に応じて、沈砂池等の設置による～河川への影響の低減を図る。」とありますが、沈砂池以外に想定している土砂や濁水の流出防止策による河川への影響の低減方法について、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①拡大した図は別途資料4-5に示すとおりです。ご指摘の通り、パンケリヤウシ川の集水域及び六線沢川の集水域についても事業実施想定区域内に存在しておりますため、方法書及びそれ以降の段階で修正いたします。</p> <p>②土砂や濁水の流出防止策として、調整池の設置、フトンかごやしから柵の設置、林地土壌に排水による土壌浸透処理、緑化による裸地の低減等を想定します。</p>
4-6	191	4.3.2(2)(b)予測手法	1次	<p>①予測手法において、住宅等の距離に応じて検討していますが、事業実施想定区域は道路沿いにあることから、反射光による道路上の車両（トラック等車高の高い車上含む）に対する影響評価については検討不要でしょうか。現時点の事業者の考えを示してください。不要とされる場合は、その理由も示してください。</p> <p>②住宅等における反射光の影響を回避又は低減されることですが、設置後に影響が確認された場合の対処方法について、現時点の考えで結構ですので、事業者の考えを示してください。</p> <p>③既存の知見として示されている検討会報告書では、住宅との距離が近づくほど苦情件数が多くなっていることが読みとれますが、これらの知見を踏まえていながら、事業実施想定区域を住宅に近い場所に設定した理由についてご教示ください。</p>	<p>①反射光の予測対象は、発電所環境影響評価の手引きP408を踏まえ、基本的に「学校、病院、住居、オフィス等、反射光による影響が予想される施設」とすることを想定しています。 道路上の車両に対する影響については、道路が連続的であり、車両の移動に伴って影響も変化し、影響の程度や範囲が一時的・限定的であると考えられることから、現時点では影響評価の対象としては想定しておりません。 ただし、地域住民の方からも道路上の車両に対する影響を懸念するご意見を頂戴していることから、他事例等も参考に、対応について検討いたします。</p> <p>②設置後に、本事業による影響が確認された場合、影響が確認された地点における状況を確認するとともに、当該住民と協議の上で、適切な対応を講じます。</p> <p>③事業実施想定区域設定及び事業計画検討の過程では既存の知見も勘案しており、事業実施想定区域の形状は取得済の土地区域に基づいて設定しておりますが、住宅等に対しては、今後の事業計画の検討において、施設配置の設計において、離隔の確保等の配慮を行います。 事業実施想定区域はあくまでも取得済みの土地の区域である開発区域として設定しており、住宅等の保全対象への環境保全措置は太陽光パネル等の設備の配置等により対応する計画です。</p>
4-7	193	図4.3.2-1事業実施想定区域から1,000mの範囲における住宅等の分布状況	1次	<p>P192によると、事業実施想定区域内には2件の住宅が存在していますが、住宅等の印がその他の線と重複しており、その位置を確認できません。 区域内の2件及び、周辺の住宅等の位置が明瞭にわかるよう、拡大図等により示してください。</p>	<p>拡大した図は別途資料4-7に示すとおりです。</p>
4-8	194	(3)(b)評価結果	1次	<p>留意事項が何点か示されていますが、環境保全措置として、太陽光パネルの配置について、向きや枚数、パネルの位置についての検討は行おうのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>向きや枚数、パネルの位置についても検討の選択肢となります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	194	(b)評価結果【反射光】	1次	<p>①P192によると、事業実施想定区域から1,000mの範囲に含まれている住宅等のほぼ全てが可視領域内となっていますが、影響予測の記載「住宅等の一部」は正しい表現でしょうか。</p> <p>予測範囲内に含まれる住宅等のほぼ全てに影響が及ぶ可能性を考慮して予測及び評価を行う必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②環境保全措置のひとつに、「土地の傾斜及び地形の状況等を考慮」とありますが、図書P182の地盤を計画段階配慮事項として選定しない理由の中に「事業実施想定区域及びその周囲は、比較的傾斜等の勾配が小さい」とあることを踏まえ、傾斜をどのように考慮するのかをご教示ください。</p> <p>また、「土地の傾斜及び地形の状況等を考慮」について、対応に具体性がないので、どのような措置を行う予定なのか、併せてご教示ください。</p>	<p>①可視領域図は一定の仮定に基づいて作成しており、また、樹木や建物などの遮蔽物の存在による可視、不可視は考慮していないものであり、可視領域に該当したとしても必ずしも発電所が視認されるものではないと考えております。このため、「住宅等の一部」と記載しました。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周囲は、比較的傾斜等の勾配が小さい地域ではありますが、住宅と太陽光パネルの位置関係は現況地形の状況にも左右されるものですので、その点も踏まえた設計を行うことを想定しております。</p> <p>「土地の傾斜及び地形の状況等を考慮」については、上記のとおり、現況地形の状況等を考慮した措置を行うことを想定しており、加えて、必要に応じて、パネルの傾斜の調整や目隠し壁の設置、反射防止コーティング等の採用が想定されます。</p>
4-10	203	ウ. 専門家等ヒアリング結果	1次	<p>①動物の専門家等へのヒアリングが鳥類1名のみとなっています。</p> <p>専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、複数の専門家にヒアリングを実施することによって、広く情報収集するのが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②専門家へのヒアリング対象が鳥類及び植物のみとなっていますが、太陽光発電事業という面的に開発される事業であることを踏まえると、区域やその周辺の哺乳類や昆虫類などといった他の動物種の生息についても影響が想定されるのではないのでしょうか。他の分類群についても聴取する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③哺乳類の重要な種の主な生息環境は森林が多いですが、コウモリ類などが炭鉱跡地の廃屋を利用している可能性を踏まえ、ヒアリングを実施する必要はないのでしょうか。</p> <p>④カエルやトンボなど、水域を利用する種が太陽光パネルを水面と誤認してしまう事例がありますが、そういった事例があることを踏まえ、専門家にヒアリングを実施し、当該地域での事業実施に関し留意すべき事項を確認する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①方法書及びそれ以降の手続の段階において、動物の専門家として、鳥類以外の分野の専門家にもヒアリングを実施することを想定しています。</p> <p>②配慮書では、「事業の早期段階における環境配慮を図るため」、「事業の位置・規模等の計画の立案段階において、その事業の実施が想定される区域において、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行い、その結果をまとめ」ています（環境省「環境アセスメントガイド」）。そのため、配慮書段階では、配慮書段階の調査結果から、特に事業の位置や規模等に大きな影響を与える可能性が考えられた鳥類及び植物について、各専門家にヒアリングを実施しました。①に記載のとおり、方法書及びそれ以降の手続の段階において、鳥類及び植物以外の分野の専門家にもヒアリングを実施することを想定しています。</p> <p>③コウモリ類などが炭鉱跡地の廃屋を利用している可能性についてはご指摘のとおりですが、廃屋は、道内の様々な地域に普遍的に分布しており、この地域に特有な環境要素とは考えていません。配慮書段階では、広域的な観点から位置や規模を検討することが求められており、廃屋の存在を理由とした専門家ヒアリングは、この段階では必要ないものと考えています。ただし、先述のとおり、方法書及びそれ以降の手続の段階において、動物の専門家として、鳥類以外の分野の専門家にもヒアリングを実施することを想定しており、この中でコウモリ類を含む哺乳類の専門家にもヒアリングを実施予定です。</p> <p>④ご指摘の事象は太陽光発電であれば、どのような事業でも考えられることであり、この地域で事業を実施するに際して特有な事象とは考えていません。配慮書段階では、広域的な観点から位置や規模を検討することが求められており、ご指摘のような事象を理由とした専門家ヒアリングは、この段階では必要ないものと考えています。ただし、先述のとおり、方法書及びそれ以降の手続の段階において、動物の専門家として、鳥類以外の分野の専門家にもヒアリングを実施することを想定しており、この中で両生類や昆虫類の専門家にもヒアリングを実施予定です。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-11	203	表4.3.3-8 専門家等へのヒアリング結果の概要	1次	<p>①アカモズやシマアオジといった草原性の鳥類に関する意見があり、現地調査において留意することですが、これらの種に対し、どのような調査を実施することにより生息状況を把握する予定としているのか、これらの種の希少性を踏まえ、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、これらのような重要種が確認された場合、どのような環境保全措置を講じる想定としているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②ヨタカやオオジシギといった夜間に活動する鳥類の生息が想定されることですが、これらの種に対し、どのような調査を実施することにより生息状況を把握する予定としているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、これらのような種が確認された場合、どのような環境保全措置を講じる想定としているのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①現地調査の手法については方法書に記載しますが、現時点では、アカモズやシマアオジといった夏鳥については、初夏期（6月）及び夏季（7月）に実施予定の鳥類調査（鳥類調査は他に冬季、春期、秋季にも実施予定）において生息状況の把握に努めるとともに、毎月実施する予定の希少猛禽類調査においても把握に努めることを想定しています。</p> <p>鳥類調査では、任意調査及びスポットセンサスを実施する予定ですが、いずれの調査においても、草地を含む様々な環境での調査を実施します。</p> <p>また、現地調査結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討しますが、草原性の鳥類の環境保全措置については、専門家ヒアリングにおけるアドバイスを踏まえ、事業予定地内のフェンス際やパネル間を草地として維持・管理することを案として検討します。</p> <p>②現地調査の手法については方法書に記載しますが、現時点では、ヨタカやオオジシギといった夜間に活動する鳥類については、鳥類の夜間調査や早朝に実施する調査により、生息状況の把握に努めることを想定しています。</p> <p>また、現地調査結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討しますが、ヨタカやオオジシギの環境保全措置については、専門家ヒアリングにおけるアドバイスを踏まえ、事業予定地内のフェンス際やパネル間を草地として維持・管理することを案として検討します。</p>
4-12	208	(b) 評価結果【動物】	1次	<p>①「現地調査により動物の生息状況を把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートは示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査ルートを明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②評価結果の後半に記載されている留意事項について、影響の低減に係る記載はありますが、回避に係る記載がありません。まずは重大な影響が生じる可能性がある箇所の回避を前提に環境保全措置を検討する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①方法書において想定される踏査ルートの掲載を検討します。</p> <p>②まずは重大な影響が生じる可能性がある箇所の回避を前提に環境保全措置を検討する必要があるため、ご指摘の箇所は「影響の回避または低減」とするのが適切であったと考えています。準備書段階及び評価書段階において、環境保全措置について検討する場合、回避を優先して検討することとし、そのことを準備書及び評価書に記載します。</p>
4-13	219	(b) 評価結果【植物】	1次	<p>①「現地調査により植物の生育状況を把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②評価結果の後半に記載されている留意事項について、影響の低減に係る記載はありますが、回避に係る記載がありません。まずは重大な影響が生じる可能性がある箇所の回避を前提に環境保全措置を検討する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①方法書において想定される踏査ルート及びコドラート位置の掲載を検討します。</p> <p>②まずは重大な影響が生じる可能性がある箇所の回避を前提に環境保全措置を検討する必要があるため、ご指摘の箇所は「影響の回避または低減」とするのが適切であったと考えています。準備書段階及び評価書段階において、環境保全措置について検討する場合、回避を優先して検討することとし、そのことを準備書及び評価書に記載します。</p>
4-14	227	4.3.6イ. 主要な眺望点の分布状況	1次	<p>①景観資源や国の登録有形文化財である旧三井芦別鉄道 炭山川橋梁を主要な眺望点としなかった理由をお示しください。</p> <p>②旧頼城小学校は外観の見学は可能とのことですが、芦別市のホームページにも掲載されていますが、主要な眺望点としなかった理由についてお示しください。</p> <p>③緑泉公園を主要な眺望点としなかった理由をお示しください。</p>	<p>①文献調査や事前の芦別市への聞き取り調査の結果、両地点についての景観面での積極的な利用が想定されないものと判断し、両地点が確認できる地点について眺望点として選定しませんでした。</p> <p>②文献調査や事前の芦別市への聞き取り調査の結果、同地点についての景観面での積極的な利用が想定されないものと判断し、同地点が確認できる地点について眺望点として選定しませんでした。</p> <p>③文献調査や事前の芦別市への聞き取り調査の結果、同地点についての景観面での積極的な利用が想定されないものと判断し、同地点が確認できる地点について眺望点として選定しませんでした。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-15	232	(3) (b) イ. 主要な眺望景観の変化の程度	1次	<p>①本事業は住宅がかなり近いことから、現時点で公園などの地域住民の日常的な視点場となりうる地点を選定することができたのではないのでしょうか。なぜ区域に近い場所で身近な眺望点を選定しなかったのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②留意事項を実施することにより、事業による重大な環境影響を回避又は低減できる旨が記載されていますが、可視領域内には住宅があることから、身近な眺望点に対する影響を回避又は低減することは難しいのではないのでしょうか。どのような保全措置によって、事業実施想定区域周辺の身近な眺望点を含めた影響の回避又は低減が可能であるのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③評価結果の後半に記載されている留意事項について、どのような場合に環境保全措置を検討するのか、「必要に応じて」を具体的に説明してください。</p>	<p>①「発電所に係る環境影響評価の手引 第3章 計画段階配慮事項の選定等」において、景観において調査すべき情報として「主要な眺望点及び景観資源の分布、眺望景観」と位置付けられていることを踏まえ、配慮書段階では、主に既存文献資料等によって得られる情報に基づき、主要な眺望点を対象として扱っております。</p> <p>日常的な視点場については、方法書及びそれ以降の手続の段階において、地域の状況等を踏まえた上で選定することを検討いたします。</p> <p>②配慮書P229にも記載したとおり、可視領域図は一定の仮定に基づいて作成しており、また、樹木や建物などの遮蔽物の存在による可視、不可視は考慮していないものであり、可視領域に該当したとしても必ずしも発電所が視認されるものではないと考えております。このため、方法書及びそれ以降の手続の段階における、現地確認も含めた視認可能性の確認の結果、及び、予測及び評価の結果を踏まえて環境保全措置を検討し、影響の回避又は低減に努めます。</p> <p>③前述のとおり、方法書及びそれ以降の手続の段階における、現地確認も含めた視認可能性の確認の結果、及び、予測及び評価の結果を踏まえて、環境保全措置を検討いたします。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------